

「GLU-No. 3 株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成22年11月11日～平成22年12月10日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 御意見・情報の概要及び遺伝子組換え食品等専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	遺伝子組換え食品等専門調査会の回答
1	<p>不必要な添加物は使わず、食材本来の味を大切にすべきだと思っ ている私にとっては、そもそも化学 合成されたグルタミン酸ナトリウ ムを必要としないのに、更にそれ を遺伝子組み換え技術をもってま すます安価に大量に生産すること に非常なる違和感を感じます。そ れにもまして、「遺伝子組み換え 微生物を利用して製造された添加 物の安全性評価基準」による評価 も必要ないとは、この審議結果が ただただ企業の利益享受を支援し ているものと感じます。</p>	<p>ご指摘のとおり、本添加物については、 「遺伝子組換え微生物を利用して製造 された添加物の安全性評価基準」(以下 「評価基準」といいます。)の本則に基 づく評価は必要ないと判断しておりま すが、評価基準では、遺伝子組換え微 生物を利用して製造された添加物に関 しては、一般に、組換え体そのままを 食する遺伝子組換え食品とは異なり、 最終産物としての添加物製品の安全性 評価を行うことが適切であるとされて います。この観点から、本件のような アミノ酸等の最終産物が高度に精製さ れた非タンパク質性の添加物の安全性 評価については、評価基準の附則であ る「遺伝子組換え微生物を利用して製 造された添加物のうち、アミノ酸等の 最終産物が高度に精製された非タンパ ク質性添加物の安全性評価の考え方」 に基づき評価を行うこととしており、 本件についてもこれに基づいて評価を 行った結果、安全性が確認されたと判 断したものです。</p>
2-1	<p>消費者として、安全性評価は常に してほしい。</p>	

2-2	<p>消費者としては、遺伝子組み換え微生物を使用した L-グルタミン酸ナトリウムの必要性、有用性はない。</p> <p>市販品には使用してほしくない。使用する場合は、表示を求める。</p> <p>今回は、食品安全性評価なので、その他の関連事項については、不明であるが、これら微生物の管理についてはきちんと行って欲しい。</p>	<p>お寄せいただきました御意見のうち、添加物の使用等に関する御意見については、担当機関である厚生労働省に、表示に関する御意見については、担当機関である消費者庁に伝えます。</p>
-----	---	--